

内閣参質一七六第八〇号

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 仙谷 由 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員上野通子君提出たばこ・喫煙規制のための法整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出たばこ・喫煙規制のための法整備に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの国内法整備については、現在、労働政策審議会において、本年度中に結論を出す予定で、職場における受動喫煙防止対策の強化について、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の改正の必要性を含め議論を行っているところであり、その結果も踏まえ、対応を検討することとしている。

二について

お尋ねのたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の改正については、「平成二十二年度税制改正大綱」（平成二十一年十二月二十二日閣議決定）において、「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。」としていることを踏まえ、今後、検討することとしている。

